

# 事前協議の流れ

特定景観形成地域（中辺路地域全域、本宮地域全域）又は国指定名勝（※参照）において、以下の条件に全て該当する行為を行う場合には、届出よりも前に、必ず都市計画課で事前協議を行ってください。  
対象となるのは、建築物のみです。

※国指定名勝（H29.3.24現在）

神島・鬪鶏神社・須佐神社・伊作田稻荷神社・継桜王子・高原熊野神社・奇絶峡・龍神山

建築物の規模	高さ13m超又は建築面積1,000㎡超の建築物
対象となる行為	新築、増築、改築、外観を変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

